

令和 7 年 9 月 1 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 78 号	令和 7 年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 79 号	令和 7 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 80 号	令和 7 年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 81 号	令和 7 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 82 号	令和 7 年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算…	(別冊)
議案第 83 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定 について……………	1
議案第 84 号	唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて……………	4
議案第 85 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定 について……………	1 1
議案第 86 号	唐津市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について…	1 3
議案第 87 号	唐津市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施 設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定について……………	1 5
議案第 88 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めるこ とについて（その 1）……………	1 7
議案第 89 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めるこ とについて（その 2）……………	1 9
議案第 90 号	鏡中学校グラウンド整備工事請負契約締結について……………	2 1
議案第 91 号	5 年災第 7 4 5 号 市道木浦滝川線道路災害復旧工事請負 契約締結について……………	2 2
報告第 12 号	専決処分の報告について（その 1）……………	2 3
報告第 13 号	専決処分の報告について（その 2）……………	2 5

議案第 83 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市有線テレビジョンの廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 3 号を加える。

(165) 唐津市有線テレビジョン放送番組審議会条例（平成 17 年条例第 16 号）

(166) 唐津市有線テレビ運営基金条例（平成 17 年条例第 106 号）

(167) 唐津市有線テレビジョン条例（平成 18 年条例第 3 号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（唐津市有線テレビ運営基金条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の唐津市有線テレビ運営基金条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、この条例の施行の日において、唐津市公共施設整備基金条例（平成 17 年条例第 95 号）に基づく基金に属するものとする。

（唐津市有線テレビジョン条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の唐津市有線テレビジョン条例の規定による有線テレビ施設によるサービスを利用した者に係る加入金、加算金及び使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

（唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表有線テレビジョン放送番組審議会委員の項を削る。

（唐津市特別会計条例の一部改正）

5 唐津市特別会計条例（平成 17 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 5 号を削る。

(唐津市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の唐津市特別会計条例第1条第5号に規定する有線テレビ事業特別会計（次項において「旧有線テレビ事業特別会計」という。）の令和7年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 7 旧有線テレビ事業特別会計の廃止の際、旧有線テレビ事業特別会計に属する債権債務及び出納閉鎖後の歳計剰余金は、唐津市一般会計が引き継ぐものとする。

議案第 84 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

別表第 2 の 1 の部中「生活保護法による」を「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による」に改め、同表 4 の部を次のように改める。

4 削除		
------	--	--

別表第 2 の 8 の部中「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表 10 の部を次のように改める。

10 削除		
-------	--	--

別表第 2 の 18 の部中「母子保健法」の次に「（昭和 40 年法律第 141 号）」を加え、同表 25 の部中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和 39 年法律第 134 号）」を加え、「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当の支給に関する情報」に改める。

第 2 条 唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「必要な限度で」の次に「、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）のほか」を加え、同条第 4 項中「前

2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中 5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	-------------------------------

別表第 2 の 2 5 の部中「児童手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童手当関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

2 6 市長	住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	唐津市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額

		障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する

		法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって

		規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97

		条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 85 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前町福祉センターを廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(168) 唐津市肥前町福祉センター条例（平成 17 年条例第 117 号）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

唐津市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

唐津市老人憩の家条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前町老人憩の家を廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市老人憩の家条例の一部を改正する条例

唐津市老人憩の家条例（平成 18 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表唐津市肥前町老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

唐津市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

唐津市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例（平成 24 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

小 林 広 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

こ ばやし ひろ こ
小 林 広 子

略	歴
昭和 53 年 7 月	北波多村に奉職
平成 27 年 4 月	保健福祉部子育て支援課若葉保育所係長
平成 29 年 4 月	保健福祉部子育て支援課副課長兼若葉保育所所長
平成 30 年 3 月	唐津市を退職
平成 30 年 4 月	保健福祉部子育て支援課若葉保育所係長（再任用）（令和 3 年 3 月まで）
令和 3 年 4 月	北波多市民センター人権ふれあいセンター北波多所長（会計年度任用職員）（現在に至る）
令和 5 年 1 月	人権擁護委員（現在に至る）

議案第 89 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名 松 隈 芳 江

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

まつ ぐま よし え
松 隈 芳 江

略	歴
昭和 53 年 4 月	佐賀県に奉職（佐賀県立金立養護学校教諭）
昭和 58 年 4 月	佐賀県立東松浦高等学校教諭
平成 3 年 4 月	佐賀県立唐津西高等学校教諭
平成 11 年 4 月	佐賀県立唐津南高等学校教諭
平成 17 年 4 月	佐賀県立唐津工業高等学校教諭
平成 22 年 4 月	佐賀県立唐津商業高等学校教諭
平成 28 年 3 月	佐賀県を退職
平成 29 年 1 月	人権擁護委員（現在に至る）

議案第 90 号

鏡中学校グラウンド整備工事請負契約締結について

鏡中学校グラウンド整備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- | | | |
|---|-------------|-------------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 鏡中学校グラウンド整備工事 |
| 2 | 工 事 の 内 容 | グラウンド整備工事 一式 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 3 1 3, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 2 年 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 唐津土建・釘本共同企業体 |

代表者 佐賀県唐津市二タ子二丁目 7 番 5 1 号

唐津土建工業株式会社

代表取締役社長 岩 本 真 二

提案理由 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 91 号

5 年災第 745 号 市道木浦滝川線道路災害復旧工事請負契約締結
について

5 年災第 745 号 市道木浦滝川線道路災害復旧工事請負契約を次のとおり締結
するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 5 年災第 745 号 市道木浦滝川線道路災害復旧工事 |
| 2 | 工 事 の 内 容 | 道路災害復旧工事 一式 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 216,260,000 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 2 年 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 佐賀県唐津市西寺町 1388 番地
平野建設産業株式会社
代表取締役社長 川 添 信 雄 |

提案理由 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び唐津市議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するも
のである。

報告第 12 号

専決処分の報告について（その１）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和7年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

專 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第
 １８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第
 １号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月24日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

県道上における生活支援課庁用車の小型自動車との衝突による物損事故

2 事故発生年月日

令和7年2月21日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市山田2814番4地先の県道千々賀神田線道路上

4 損害賠償の額

金 2 1 3, 4 4 8 円

5 損害賠償及び和解の相手方

██████████

6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。

- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

報告第 13 号

専決処分の報告について（その２）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和7年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

專 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第
 １８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第
 １号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月25日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

県道上における第一工務課庁用車の軽自動車への衝突による物損事故

2 事故発生年月日

令和7年4月9日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市肥前町入野甲2268番2地先の県道星賀港線道路上

4 損害賠償の額

金 680, 450 円

5 損害賠償及び和解の相手方

6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。

- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。